

ローマ字の規範意識と実態

——大学生へのアンケート調査から——

大 戸 あや香

はじめに

ローマ字表記について、訓令式と標準式の特徴を確認しながら、大学生を対象に調査を行い、規範意識と使用実態を明らかにする。また規範意識と使用実態との間に何らかのゆれは見られるのかどうか、また、ゆれが見られる場合、その原因は何かについて考察する。

1 問題の所在と本稿の目的

ローマ字は義務教育として主に国語の教科で誰しもが学習する文字の一つである。義務教育の中で獲得するローマ字のルールは昭和29年内閣告示第一号に沿い、「国際的関係その他従来への慣例をにわかに改めがたい事情にある場合」に第2表の標準式を使用しても差し支えないとされるが、「国語を書き表す場合」は基本的に第1表の訓令式を使用することとなっている。

一方で、日常生活の中で自然に目にするローマ字は道路の案内標識や駅名標識、プロ野球やサッカー選手のユニフォームの選手名など、ヘボン式を使用しているものが多い。また実際にローマ字で書く場面を考えると、パスポートなど各種書類を作成する際や外国へ手紙を出すときの自分の住所を書く場合などがある。^(注1) また、英語学習ではヘボン式を使用することも多い。

ここで問題となるのは、国語教育と実社会の間で使用されるローマ字において、規範と実態に差が生じていることである。たとえば、「富士山」をローマ字表記する場合、国語教育で学習する訓令式（第1表）ではHuzisanとなる。一方、実社会ではfujisanのようなヘボン式を目にすることが少なくない。

また、現代では小学生がネットゲームや動画へのコメントを投稿したり、学生ではレポート作成、社会人になると会社での資料作成やメールのやり取り、事務的作業など、パソコンのキーボードで日本語を入力する機会はますます増加している。日本語を表示する手段として、スマートフォンではフ

リック入力など「かな入力」をしつつも、キーボードによる入力では「ローマ字入力」を行う人が多いのではないかとみられる。キーボードでのローマ字入力においては、訓令式・標準式のどちらでも入力が可能なだけでなく、変換予測などの機能によってある程度の自由性があることから、ローマ字の規範を意識して使用する人は少ないかもしれない。キーボードのローマ字入力による自由なローマ字使用が規範意識を薄めているという問題も挙げられる。

本稿では訓令式を主とする国語教育がある一方で、実社会では標準式が主になっている状況を踏まえ、現代人のローマ字に対する規範意識はどのようなになっているのかに焦点を当てる。またローマ字の手書き表記の実態とキーボードでのローマ字入力の使用実態を明らかにすることで、規範意識と実態に何らかのゆれが見られるのかを明らかにする。さらに、ゆれが見られる場合はその原因について、調査の結果をもとに考察する。^(注2)

2 ローマ字表記の歴史と教育

2-1 ローマ字表記の歴史

現代ローマ字表記に用いられている方式は、昭和29年12月9日の内閣告示第一号によって示された。しかし、この内閣告示第一号が示されるまで、ローマ字のつづり方には長い歴史が存在する。まずその歴史について概観する。なお、歴史事実の確認については石井(2018)、菊地(2007)、文化庁(2006)等を参考にした。

日本にローマ字が始めて渡来したのは、ポルトガル船の漂着で鉄砲が伝来し、イエズス会のフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸した16世紀半ばである。その後、多くの有識者の下、五十音図式つづりやヘボン式ローマ字、日本式ローマ字など様々なつづり方が提案された。政府がローマ字のつづり方の制定に向け乗り出したのは、昭和5年11月26日設置の臨時ローマ字調査会からである。臨時ローマ字調査会は標準式側、日本式側に分かれて意見交換が行われ、日本式つづりを基本にジ・ヂ、ズ・ヅの区別を行わず統一した表記の「ローマ字綴表」、昭和12年9月21日に実施された内閣訓令第三号などが提案された。しかし、昭和20年8月15日に終戦を迎え、最高司令部指令第二号によって、ヘボン式使用の指令となった。

2-2 ローマ字教育の歴史

次に日本におけるローマ字教育について概観する。なお、以下については文化庁（2006）を参考にした。

アメリカ教育使節団によるローマ字採用勧告が昭和21年4月6日に公表され、文部省は同年6月15日にはローマ字教育対策懇談会を設置、同月29日にはローマ字教育協議会を設置している。昭和22年4月の新学年からは義務教育にローマ字教育が導入された。当時はローマ字教育を導入するか否かは学校の責任者に一任され、原則として小学校4学年以上の各学年で行い、授業時間数は1年で40時間以上とされていた。教科書は文部省編集のものを使用することが原則とされていたが、文部省が「ローマ字教育の指針」とともに刊行した「ローマ字文の書き方」では、昭和12年の訓令式の他に、備考2で標準式・日本式も示している。

今日国語教育の中で実施されるローマ字教育であるが、それは第1期国語審査会に設けられたローマ字教育部会の『国語審議会報告書』（1952）中「国語科における必修科目としてローマ字を含む」ということが妥当であることを確認した」ことにある。

その後ローマ字教育は昭和33年の学習指導要領改訂で「小学校では昭和36年度より、中学校では昭和37年度より「必修」となっている。

2-3 現行のローマ字教育

続けて現行の『小学校指導要領（平成29年告示）』においてのローマ字の取り扱いを概観する。『小学校指導要領（平成29年告示）』では第2節「第3学年及び第4学年」の内容の項において

ウ（前略）また、第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこととなっている。また、『小学校指導要領（平成29年告示）解説 国語編』では、項目ウの解説として以下のように示されている。

ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くことは、ローマ字での読み書きについて示したものである。ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使ったりする機会が増えるなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっていることを踏まえ、第3学年で指導するものとする。

日常使われている簡単な単語とは、地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする簡単な単語のことである。

ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなる。ここでは、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるものと」し、「従来の慣例をにわかにも改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とされている。第1表（いわゆる訓令式）による表記の指導に当たっては、日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解することが重要である。第2表（いわゆるヘボン式と日本式）による表記の指導に当たっては、例えば、パスポートに記載される氏名の表記など、外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重要である。

学習におけるローマ字表記については、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）に沿い、日本語をローマ字で書き表す場合には第1表の訓令式を中心としつつも、第2表のヘボン式も指導することが明確に示されている。一方、中学校の英語学習でローマ字が取り扱われる場合は、積極的に標準式が使用されることもあり、教材開発の試みもある（山本・池本2017）。

2.4 かな漢字変換とローマ字入力

パスポートの申請時などを除けば、ローマ字を手書きする場面が日常の中にあまり多くない現代では、ローマ字を最も使用する場面はパソコンのキーボードでの入力であろう。この場合、ローマ字はあくまでパソコン上に日本語を表示する手段としての使用であり、直接ローマ字を表示すること自体が目的ではない。キーボードでのローマ字入力は、日本語を表示する目的によって「訓令式」や「標準式」などローマ字の区別は必要なく、表示したい語の平仮名表記を思い浮かべ、ローマ字に置き換えるという2段階のプロセスを行っている。すると、「デュ」や「ティ」など「ローマ字のつづり方」（内閣告示第一号）にない表記を行おうと思った時、「デ」と「ユ」[d-e-x-y-u]、「テ」と「イ」[t-e-x-i] など分けて入力することも可能である。このように仮名で分ける表示方法を本稿では「仮名分け」と呼ぶことにする。

3 調査の概要

ローマ字表記の実態を明らかにするため、アンケート調査を行った。調査内容は、規範意識を明らかにする項目であるローマ字の学習状況などの選択式の設問と、使用実態を明らかにする項目として、単語をローマ字で書く場合の記入式およびパソコンのキーボードで入力する場合の選択式の設問を用意した。ローマ字表記をしてもらう調査対象語は記入式・選択式ともに同じものとし、被調査者である大学生が問題なく意味を理解できるものとした。

被調査者は宮城学院女子大学の学生68人である。年齢が相互に比較的近く、学習指導要領の内容が同じであることから、学校教育でのローマ字学習による基礎的事項に差異が少ないことを考慮した。また、今回の調査で明らかにするローマ字とパソコン使用との関わりにおいては、大学生として授業等を通して日常的に使用する頻度にばらつきが少ないことも見込んでいる。

調査項目の選定は、ローマ字学習初めの小学校低学年向け単行本の田中(2009)より、内閣訓令第一号第2表にあるつづり「しゃ (sha)・し (shi)・しゅ (shu)・しょ (sho)・つ (tsu)・ちゃ (cha)・ち (chi)・ちゅ (chu)・ちょ (cho)・ふ (fu)・じゃ (ja)・じ (ji)・じゅ (ju)・じょ (jo)」が含まれる語を全て抜き出し、つづりの種類ごとに分類を行った。調査するつづり数は同数になるよう調査語を決定した。各つづりの数は回答の正確性を高めるために、たとえば、「チャ」項目では「おもちゃ」・「お茶」・「イソギンチャク」のように、拍ごとに3回用意した。また被調査者の負担を少なくするため「駐車場 (tyu・chu / sya・sha / zyo・jo)」や「富士山 (hu・fu / zi・ji)」のように、1語に複数の調査対象となる拍が含まれる語を設定するようにし、全31語を用意した。^(注3)

4 ローマ字使用者の規範意識

4-1 手書きローマ字における規範意識

手書きローマ字における規範意識について、「あなたは手書きでローマ字を書く時にどのように気をつけていますか」という表記意識についての質問を複数回答も可能として行った。図1のような回答を得た。

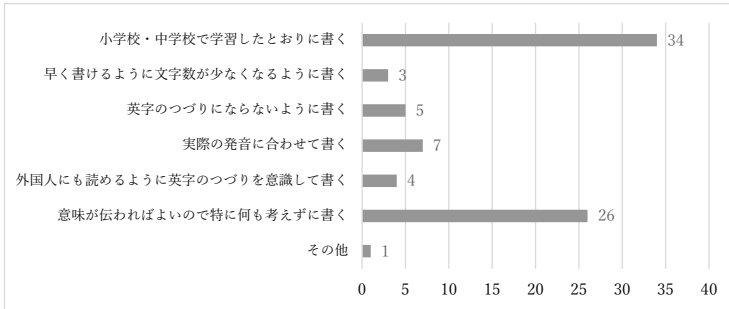


図1 手書きローマ字の表記意識(人)

「小学校・中学校で学習した通りに書く」はほぼ訓令式（第1表・第2表を含む）に沿った回答と考えられ、最も多い結果となった^(注4)。「早く書けるように文字数が少なくなるように書く」、「英字のつづりにならないように書く」も同様に訓令式が意識されているものと考えられる。これらを合わせると、手書きローマ字の表記意識については、その半数近くは訓令式を意識している状況がうかがえる。他方で、「実際の発音に合わせて書く」、「外国人にも読めるように英字のつづりを意識して書く」は標準式とみられる回答と判断され、回答の1割程度であった。訓令式への規範意識が高いと思われる一方で、「意味が伝われば良いので特に何も考えずに書く」が3割を占め、やや多い回答であった。ここからは、書き分けの意識がない人も多いと判断される。また、「小学校・中学校で学習したとおりに書く」と「実際の発音に合わせて書く」等の複数回答をしている例は7例あり、意識に迷いがあり、表記への規範意識が薄いことが考えられる。

このように、手書きローマ字における規範意識は、一定程度は訓令式が意識されながらも、全体としてはそれほど高くないという状況が見られた。

上記と類似した表記意識についての質問として、「あなたは手書きでローマ字を書く時にどのように書きますか」という単一回答項目も用意した。特に学校教育での記憶との関係から尋ねた質問である。結果は図2の通りである。

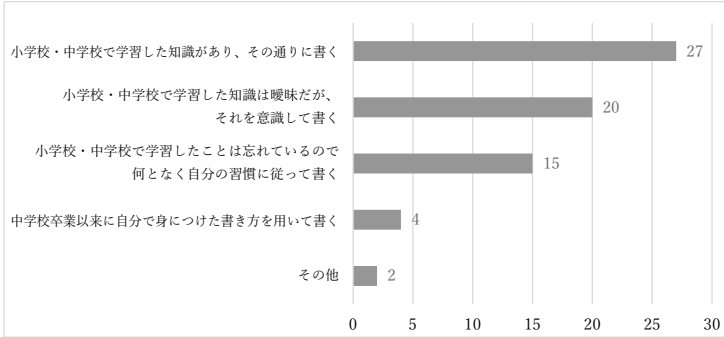


図2 手書きローマ字における学校教育での学習記憶と表記意識(人)

「小学校・中学校で学習した知識があり、その通りに書く」が最も多い結果である。続く「小学校・中学校で学習した知識は曖昧だが、それを意識して書く」と合わせ、何らかの書き方を意識している人は7割にのぼった。この結果は、学校で学習した規範に対する意識が大学生の現在でも存在はしていることを示している。

4 ローマ字入力における規範意識

ローマ字表記の機会は必ずしも手書きの場面とは限らない。一般に、また大学生の場合はむしろパソコンのキーボード入力場面で行われることが多いと思われる。

キーボードでのローマ字入力における意識について、「あなたはパソコンのキーボードで日本語の文章を書くためにローマ字入力を行う時にどのように打ちますか」という質問を行い、図3のような回答が得られた。

回答項目の「小学校・中学校で学習した通りに打つ」は、おそらく訓令式に沿う回答と考えられるが、英語の授業など標準式を習っていれば、双方の方式が入り込んだ回答となっているかもしれない。また、「スピードが大切なのでタイピング数が少なくなるように打つ」は表記形式の特性上、訓令式に該当する特徴が含まれる。「楽に操作できるようキーの位置に近いもので

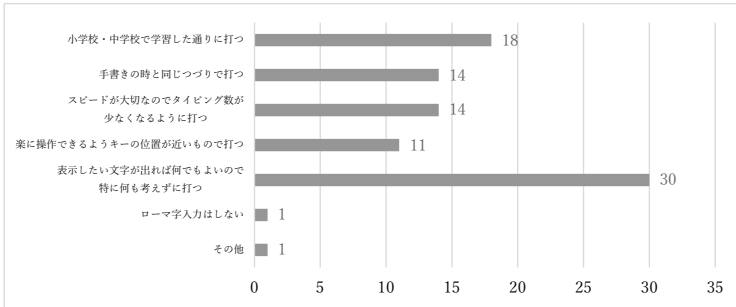


図3 ローマ字入力の意識(人)

打つ」および「表示したい文字が出れば何でもよいので特に何も考えずに打つ」は、書き分けの意識がないようにも思われ、手書きの場合と同様に、表記への規範意識が必ずしも高くないことがうかがわれる。一方で、「何も考えずに」は、場合によってはタイピング時に無意識的に訓令式に従っていることがあるかもしれない。ただし、キーボードの前では、あるいはキーボードを離れると、手書きの場合と異なり、明確な入力意識を内省できないこともうかがえる。「手書きの時と同じつづりで打つ」への回答は意外に少なく、ローマ字表記では手書きとキーボード入力とで意識に異なる部分があることが浮き彫りになった。

また、手書き表記の場合と同様に、14例見られた複数回答の組み合わせによっては意識に迷いがあり、入力形式への規範意識が薄いことが考えられる。

このように手書き表記の場合と比べ、訓令式や標準式の区別をしていない人や回答に曖昧な人が増え、訓令式を意識している人が減っているようである。キーボードでのローマ字入力の際には規範意識がより低下していると見られる。ここには、場合によっては、小学国語および中学英語で、訓令式と標準式の両方に触れたことによる知識の錯綜が生じている可能性もある。

5 規範と規範意識の差

ローマ字の規範と使用者の規範意識の差をもたらすいくつかの原因について考察する。

その1つとしてローマ字学習期間の短さが考えられる。意識調査において、「どのくらいの期間ローマ字を学習しましたか」(図4)という質問に対し、「覚えていない・わからない」という回答が大部分を占め、他には「1週間～1ヵ月」という短い期間の回答がみられた。現行の学習指導要領では、学習の期間については言及されておらず、国語の授業の中で学習することから比較的短い期間で学習している可能性が考えられる。その結果、訓令式についての一定程度の学習経験や知識が蓄積されても、実社会あるいは英語の授業などで触れる標準式と錯綜が起りやすくなり、規範意識が形成されにくくなっているのかもしれない。

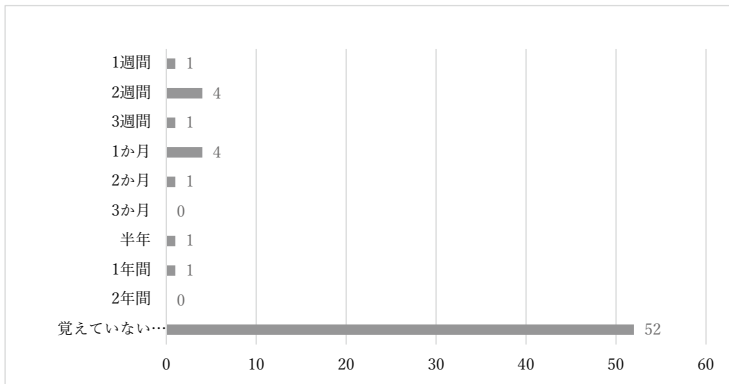


図4 ローマ字の学習期間(人)

2つ目に英語の学習時間がはるかに多かったことの影響である。

図5、図6よりローマ字を学習した時期について、学習指導要領で決められた小学校3年生、4年生以前の「小学校入学前～小学校2年生」で学習したという回答がある。このことは、教わった人が学校の先生だけでなく、塾の先生や親、独学との回答ともあわせてみると、小学校で学習する前に塾や家庭で学習した可能性が考えられる。一方で、学習指導要領で決められた小学校3年生、4年生以降に学習したとする回答が、全体の3割を占めていることが分かる。このように、学習経験の記憶には大きなばらつきが見られた。し

かしながら、図7よりローマ字を学習した科目について本来学習したはずの国語よりも、英語で学習したという回答が最も多い。多くは中学校から始まり、大学まで続く長期間の英語の授業において、標準式の学習経験のほか、英単語のつづりにローマ字のつづり学習意識が引っ張られていることも考えられる。その結果、訓令式から離れた標準式によって一定の規範意識が形成されていくことも推測される。

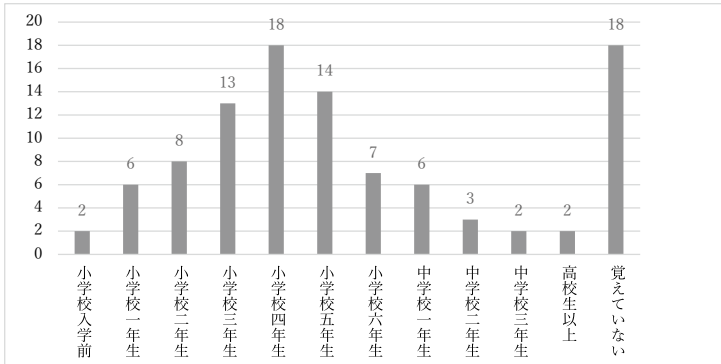


図5 ローマ字を学習した学年(人)

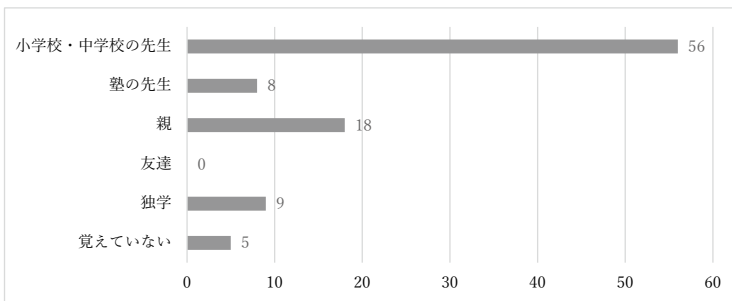


図6 ローマ字を習った人(人)

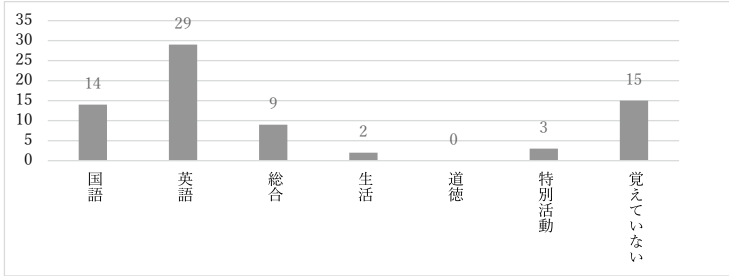


図7 ローマ字を学習した科目(人)

6 ローマ字表記の実態

6-1 手書きローマ字表記の実態

ローマ字を手書きで表記した時の実態を見る。調査では「駐車場」、「出席簿」など31語をローマ字で表記してもらおうこととし、全体で42か所にわたる、つづりの調査対象部分を設けた。表記が複数ある場合、あるいは複数の表記で迷いがある場合は、それらの表記をすべて回答してもらった。同一個人の1語のつづりの中には、複数のつづり方が混在して、ゆれている場合も少なくなく、たとえば、「お茶」が訓令式のtya、「おもちゃ」では標準式のcha、またどちらにも該当しないcyaとなる例など、バリエーションが認められた。

これらすべての調査結果のつづりを、訓令式（「訓」）、標準式（「標」）、さらに内閣訓令第一号ローマ字のつづり方の第1表、第2表どちらにも該当しないつづりで、個人ごとの表記形式である自己式（「自」）の3種に分けた。また、複数回答では使用順位の順に並べ、3種の複数回答があった場合は、2例以上が該当する表記方式を「-」の前に置いた。この結果をもとに、以下の10パターンに回答を分類した。「訓」「標」「訓-標」「標-訓」「訓-自」「標-自」「自-訓」「自-標」「自」「回答なし」。この結果を示したのが図8である。

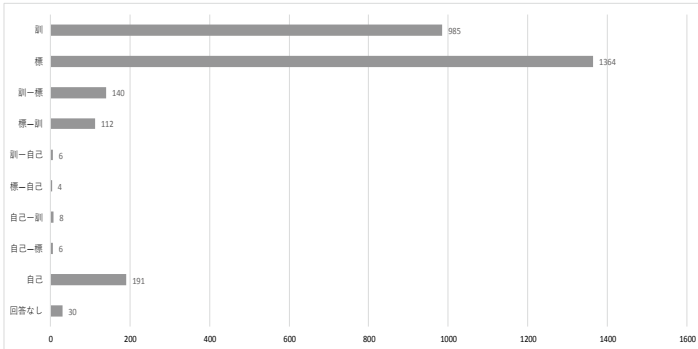


図8 手書きローマ字の表記(人)

図8を見ると、標準式の使用が最も多く、次に訓令式の使用が見られた。例は比較的少なくなるが、「訓一標」「標一訓」の混用も見られ、それと同等に規範である内閣訓令のつづり表にない自己流の表記を使用している回答も見られた。

訓令式と標準式の大まかな使用実態を把握するために、データを統合してみた。つづり調査部分42か所の8割である33を超える形式の回答があったものはそのまま「訓令式」あるいは「標準式」として処理し、33を超える回答がなかった場合でも、最も多い回答と2番目に多い回答の差が調査部分42か所の3分の1である14を超える場合には「訓令式」または「標準式」とする。さらに14を越えない場合は「ゆれ」に分類した。この結果から、特筆できることは、手書き表記では、たとえばitsukusima（厳島）、syurijo（首里城）のように、同一個人が訓令式と標準式を1語の中に混在させている例があることである。また、aisatu と aisatsu（挨拶）、otyaとocha（お茶）のように、同一語でも同一個人が両者の表記方式を併用していたり、tyusyazyo（駐車場）とoshaberi（おしゃべり）のように、語例全体の中でも訓令式と標準式が錯綜して使用されている。訓令式の長音の例では、母音字の上に訓令式で用いられる「^」が付される場合とそうでない場合とが混じっている。このような「ゆれ」型は、29人と最も多く、半数近くを占めた。続いて「標準式」が25人、一方、「訓令式」を用いた例は標準式の半数近い14人で全体の2割にとどまった。

このように、手書き表記では学校教育で扱われている訓令式（第1表）使

用の少なさが際立ち、全体として表記にゆれが見られることが明らかとなった。

6-2 キーボードでのローマ字入力の実態

次に、パソコンのキーボードで用いられるローマ字入力の実態を示す。前項で扱った手書き表記用の項目と同一の語について選択肢から該当するつづり方を選んでもらう形式とした。また、複数の回答がある場合は、最も多く使用するつづりに印を付してもらった。調査票にはキーボードの図も用意した。回答は手書きの場合と同様に分類し、「訓」「標」「訓一標」「標一訓」「仮名分け」「訓一仮名」「標一仮名」「自己」「回答なし」の9項目となった。

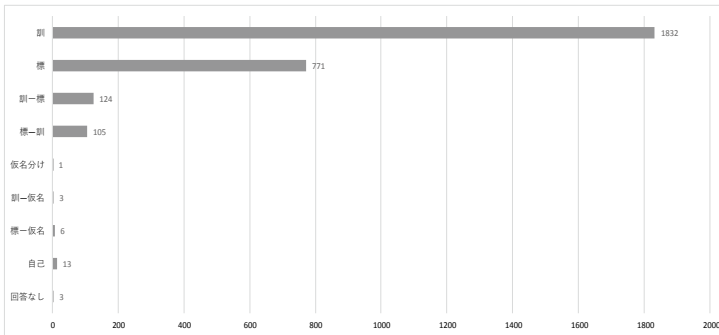


図9 キーボードでのローマ字入力(人)

図9を見ると、訓令式の使用が標準式の2倍以上と、圧倒的に多い。「訓一標」「標一訓」の混用は手書きの場合と大きく変わらず、仮名分けや自己流つづりは少ない。

前項の手書き表記同様、訓令式と標準式の大まかな使用実態を把握するために、結果を統合してみた。手書き表記の場合と大きく逆転し、訓令式での回答が突出して全体の6割近くを占め、標準式での入力はわずか6名にとどまり、1割にも満たなかった。「ゆれ」型は手書きの場合と比較的同様で3割程度であった。

このように、キーボード入力では、手書きとは大きく異なり、訓令式(第1表)使用が優勢であり、また手書きと同様に表記に一定程度のゆれの実態も確認できる。

7 ローマ字の規範意識と使用実態

ここまで取り上げた手書きおよびパソコン入力によるローマ字表記の意識と実態とを比較してみることにする。

7-1 手書きローマ字の規範意識と表記実態

手書きローマ字において、意識と表記実態のクロス集計を行い、結果を図10に示した。

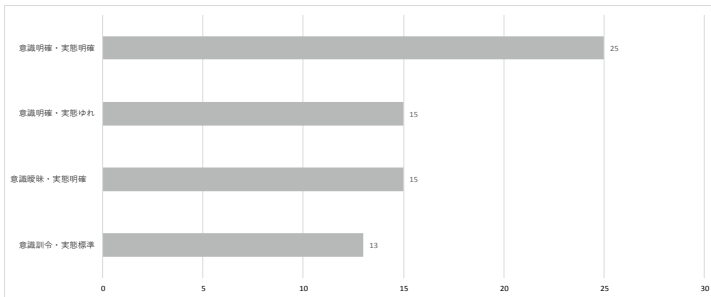


図10 手書き意識と実態の関係(人)

手書き意識と実態との関係は図中にあるように、「意識明確・実態明確」、「意識明確・実態曖昧」、「意識曖昧・実態明確」、「意識訓令・実態標準」に分けた。このうち「意識明確・実態明確」には、いったん「意識訓令・実態訓令」および「意識標準・実態標準」に加え、厳密にはゆれている現象である「意識曖昧・実態曖昧」を加えて集計した。

訓令式あるいは標準式それぞれの方式において、表記意識と表記の実際とが一致しているケースは約4割に過ぎず、約6割には何らかのゆれが認められた。ゆれが見られたのは43人、ゆれが見られなかったのは25人であった。ゆれが認められた43人のうち、意識が明確であるが実態はゆれであるのは15人、意識は曖昧であるが実態は明確であるのは15人、意識は訓令式でありながら実態は標準式であるのは13人であった。「意識が訓令式・実態が標準式」が一定人数いたのに対し「意識が標準式・実態が訓令式」である回答は1人も見られなかった。

この結果を、今度は訓令式と標準式のとつづり方ごとに見たものが図11であ

る。図10で「意識曖昧・実態曖昧」を加えていた分を除外したデータである。

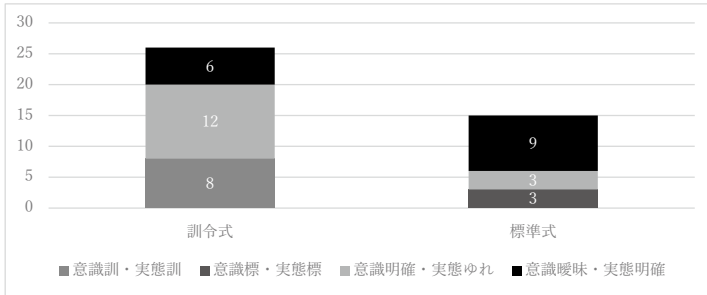


図11 つづり方から見た手書きローマ字における意識と実態のゆれ(人)

訓令式の規範意識を持ち、実際の表記もそれに沿うケースは8人であり、訓令式の意識は持つものの、実際の表記ではゆれが見られる場合がやや多くなっている。一方、標準式では、標準式の規範意識を持ち、実際の表記もそれに沿うケースは3人であり、標準式の意識はないものの、実際の表記では標準式である場合がやや多くなっている。

7-2 キーボードでのローマ字入力の規範意識と表記実態

キーボードでのローマ字入力において、意識と表記実態のクロス集計を行い、結果を図12に示した。

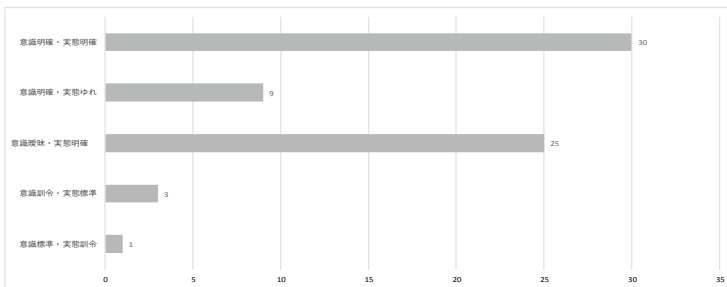


図12 ローマ字入力意識と実態の関係(人)

手書き表記の場合と同様に、訓令式あるいは標準式それぞれの方式において、入力意識と入力の実際とはゆれがあった。一致しているのは約6割で、

残り約4割には何らかのゆれが認められた。ローマ字入力における意識と実態は、ゆれが見られたのは38人、ゆれが見られなかったのは30人であった。

ゆれが見られなかった人のうち、訓令式の使用が15人、標準式の使用が1人であった。

また、ゆれが見られた38人のうち、意識が明確であるが実態はゆれであるのは9人、意識は曖昧であるが実態は明確であるのは25人となった。一方、意識は訓令式でありながら実態は標準式であるのは3人、意識は標準式でありながら実態が訓令式であるのは1人であり、意識と実態とでずれがある現象が見られた。ゆれが見られたなかで「意識は曖昧・実態はゆれ」の回答が著しく多くなっている。

この結果を、今度は訓令式と標準式につづり方ごとに見たものが図13である。図12で「意識曖昧・実態曖昧」を加えていた分は除外されたデータである。

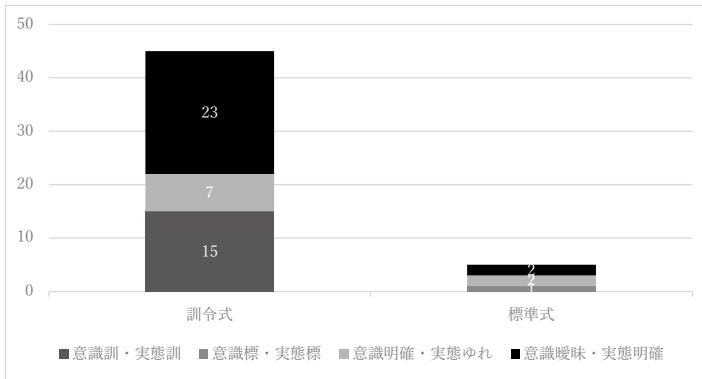


図13 つづり方から見たローマ字入力における意識と実態(人)

訓令式あるいは標準式の規範意識を持ちながらも、実際の入力もそれに沿うケースは合計16人であり、訓令式の意識はないが、実際の入力では訓令式に従うとする場合が特に多くなっている。

8 ローマ字表記に見る規範意識と実態のゆれ

手書きおよびパソコン入力によるローマ字表記の意識と実態とを比較した結果、ゆれが見られた内容のは、大きく次の4種にまとめられる。

まず、手書きでは、訓令式で書いているはずだが、書いてみると標準式になっているという「ずれ」が存在する状態である。次に、訓令式で書いているはずだが、書いてみると必ずしもそうっておらず、はっきりしない書き方で必ずしも標準式で書くという意識はないが、書いてみると標準式になっている書き方であり、これらは「曖昧」な状態と言える。一方のキーボード入力では、訓令式で入力するという意識はないが、入力してみると訓令式になっている「曖昧」な状態である。

これらの背景には、図2や図4からも明らかであるが、大学生には学校教育で習った訓令式が規範意識として比較的残っているものの、意識されていない人も多いことが挙げられる。そのため手書きで表記してみると標準式が現れてくる「ずれ」の発生や、訓令式と標準式とが混ざってくる「曖昧」状態が発生し、規範意識と実際表記の間に異なりが生じてくる。

キーボード入力においては、「スピードが大切なのでタイピング数が少なくなるように打つ」「楽に操作できるようにキーの位置が近いもので打つ」(図3)ということが意識され、タイピングの省力化がはかられている傾向がある。また、「あなたがパソコンを用いて日本語を初めて入力したのはいつですか」という質問を行い、図14のような回答が得られた。指導要領に沿った、「小学校3年生」「小学校4年生」に回答が集中している。そのため初等教育で頃に身に付いたつづり(訓令式)を使用している可能性から、訓令式が優勢となったとも考えられる。

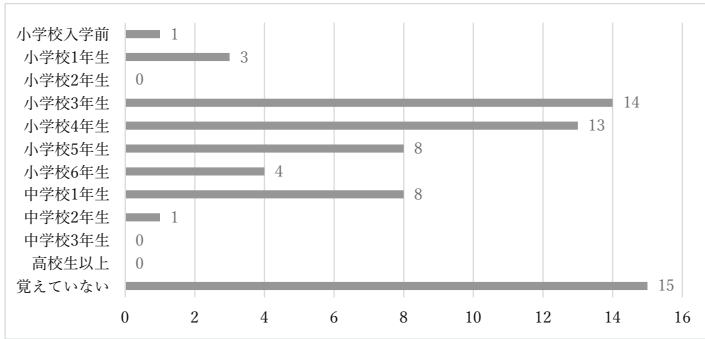


図14 パソコンで最初に日本語入力をした学年(人)

おわりに

ローマ字表記における使用者の規範意識と表記の実態はどのようになっているのかを明らかにした。ローマ字使用の実態とキーボードでのローマ字入力の使用実態を明らかにすることで、規範意識と実態にずれが見られるのかについて調査した。またそれぞれの原因について考察した。調査結果より以下のことを述べた。

- (1) 大学生には、学校教育で習った訓令式が規範意識として比較的多く残っていると見られるが、明確な表記方式が意識されていない人も多い。
- (2) 手書きで表記では、必ずしも個人の表記意識と一致しない形で標準式が現れる「ずれ」の存在、訓令式と標準式とが混ざる「曖昧」な状態も見られ、規範意識と実際表記との間に異なりが生じている。

今後は、規範と規範意識の差に世代差はみられるのか、日常生活でのローマ字表記形式の個人差は、各人が持つ規範意識に対して、どのように影響を及ぼすのかなどを研究課題としたい。

注

- (1) パスポートのローマ字表記は、旅券法施行規則第五条「旅券の記載事項」第2項によると、「氏名はヘボン式ローマ字によって旅券面に表記する」とされ、ヘボン式によらないローマ字表記も可能であるものの、「外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、

- 渡航の便宜のため特に必要であると認めるとき」と限定されている。
- (2) 紙幅の都合上、本稿のもとになった卒業論文を大幅に省略あるいは要約した部分がある。
- (3) 『読んでみよう！書いてみよう！楽しいローマ字』1巻～3巻、5巻の4冊。なお、田中（2009）4巻は単語でなく、文章であることから今回の調査項目選定からは除外している。また、内閣訓令第一号第2表のうち上記以外の文字は田中（2009）において含まれる単語が無かったため今回の調査対象としていない。内閣訓令第一号そえがきについては、まえがきにおいて「3前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する」とあり、第1表の訓令式であっても第2表の標準式であっても共通に適用されることとなっている。そのため今回の調査では主にそのまま従うこととする。ただし、そえがき2、4、6はキーボードでのローマ字入力日本語を表示する手段としての使用であり、ローマ字を表示する目的ではないことから比較対象にならないため除外している。また、5についても今回の調査項目に特殊音が含まれないため調査対象外としている。
- (4) ただし、2-3で触れたように、中学までの学校教育時にヘボン式を学習した経験の可能性は排除できない。

参考文献

- 田沼寧「国語問題の歴史」金田一春彦、林大、柴田武編（1988）『日本語百科大事典』大修館書店 P1229-1238
- 有元秀文（2014）「ローマ字教育」佐藤武義、前田富祺編『日本語大事典』（下）朝倉書店 P 2150
- 石井久雄（2018）「日本語とローマ字」日本語学会編『日本語学大辞典』東京堂出版 P1018-1020
- 石綿敏雄（1997）「ローマ字使用の実態－かな・漢字との比較－」『国文学解釈と鑑賞』第62巻1至文堂 P14-20
- 梅棹忠夫、金田一春彦、阪倉篤義、日野原重明監修（1989）『日本語大辞典』講談社
- 大野晋・柴田武編（1977）『岩波講座日本語3 国語国字問題』岩波書店
- 外務省「ヘボン式ローマ字綴方表」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/passport/hebon.html>（2020.1.8取得）

- 菊地悟 (2007) 「ローマ字論争—日本式・標準式の対立と消長」加藤正信、松本宙編『国語論究第13集 昭和前期日本語の問題点』 P66-84
- 日下部文夫 (2018) 「ローマ字」日本語学会編『日本語学大辞典』東京堂出版 P1017-1018
- 竹端瞭一 (2018) 「ローマ字のつづり方」日本語学会編『日本語学大辞典』東京堂出版 P1021-1022
- 田中博史 (2009) 『身のまわりのことば がっこう、かぞく、まち』, 楽しいローマ字 全5巻①. 学習研究社
- 田中博史 (2009) 『生きものや自然 つばめ、さくら、たいふう』, 楽しいローマ字 全5巻②. 学習研究社
- 田中博史 (2009) 『地図にあることば にっぽん、ふじさん』, 楽しいローマ字 全5巻③. 学習研究社
- 田中博史 (2009) 『おぼえよう！なれよう！ローマ字入力』, 楽しいローマ字 全5巻⑤. 学習研究社
- 成田徹男 (2011) 「ローマ字表記の問題点」『人間文化研究』 16号
- 蜂谷清人 (2007) 「ローマ字」飛田良文、遠藤好英、加藤正信、佐藤武義、蜂谷清人、前田富祺編『日本語学研究事典』明治書院 P123-124、383-385
- 飛田良文 (2007) 「ことばのゆれ」飛田良文、遠藤好英、加藤正信、佐藤武義、蜂谷清人、前田富祺編『日本語学研究事典』明治書院 P537
- 文化庁 (2006) 『国語施策百年史』ぎょうせい
- 松本宙 (2014) 「ローマ字」佐藤武義、前田富祺編『日本語大事典』(下) 朝倉書店 P2148-2149
- 三井はるみ (2018) 「ゆれ」日本語学会編『日本語学大辞典』東京堂出版 P974-975
- 文部科学省「ローマ字のつづり方」www.mext.go.jp (2020.1.8取得)
- 文部科学省『小学校学習指導要領 (平成10年12月)』http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1319951.htm (2020.1.8取得)
- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 国語編』http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1231931_02.pdf (2020.1.8取得)
- 文部科学省「学習指導要領「生きる力」Q&A」www.mext.go.jp/a_menu/

shotou/new-cs/qa/02.htm (2020.1.8取得)

文部科学省『小学校学習指導要領 (平成29年告示)』http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_002.pdf#search='%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98+%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%92%EF%BC%99+%E5%9B%BD%E8%AA%9E' (2020.1.8取得)

文部科学省『小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 国語編』http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_002.pdf (2020.1.8取得)

文部省編 (1952)『国語審議会報告書』秀英出版

文部省編 (1960)『国語審議会報告書4』秀英出版

「旅券法施行規則 平成25年9月17日 改正」<http://roppou.mark-point.jp/条文/旅券法施行規則.html> (2020.1.8取得)

山本玲子・池本淳子 (2017)「英語教育につながるヘボン式ローマ字学習のための教材開発」『小学校英語教育学会誌』17 P38-53

臨時ローマ字調査会編 (1936)『臨時ローマ字調査会議事録 上』臨時ローマ字調査会

臨時ローマ字調査会編 (1937)『臨時ローマ字調査会議事録 下』臨時ローマ字調査会

謝辞 調査実施にあたっては、宮城学院女子大学学芸学部日本文学科の学生の皆様からのご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。